

# 「高額療養費特別支給金」のお知らせ

## 〈お知らせの内容〉

1. 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)における「高額療養費特別支給金」の支給について
2. 健保組合・市町村の国民健康保険などにおける「高額療養費特別支給金」の支給について
3. ご家族の方に対する「高額療養費特別支給金」の支給について

## ◇「高額療養費特別支給金」とは？

75歳になられた方は、その誕生月には、「誕生日以後の長寿医療制度」と「誕生日前の医療保険制度（健保組合・市町村の国民健康保険など）」の2つの制度に加入されていましたが、それぞれの制度で一定額を超えて医療費をお支払いされていた場合には、他の月に比べて負担が増えることがありました。

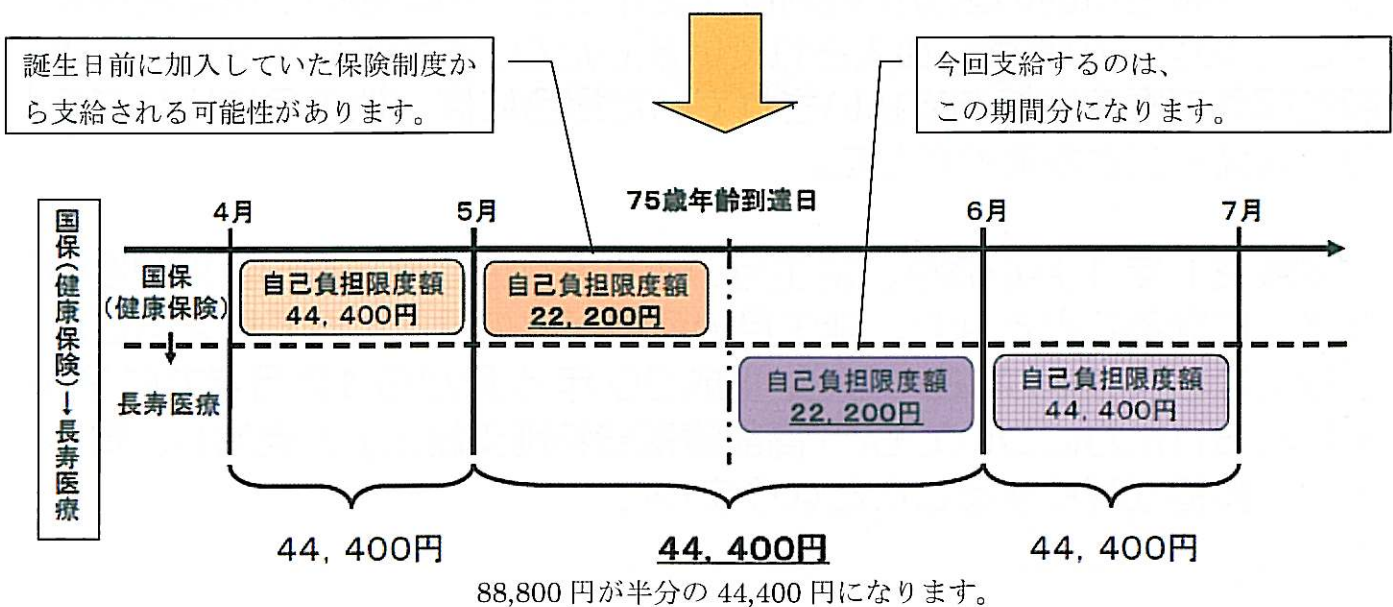
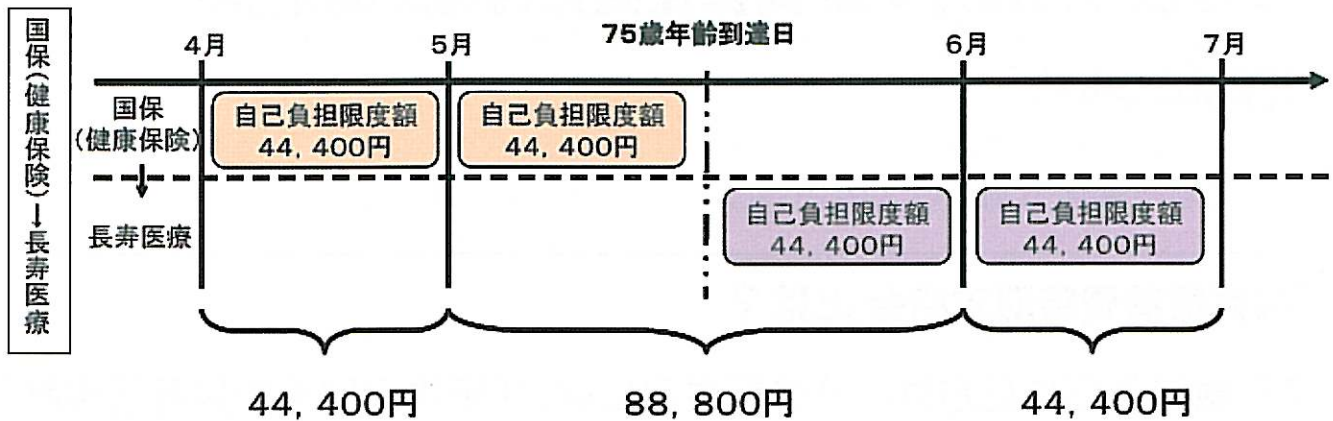
平成21年1月以降は、誕生月のそれぞれの制度の自己負担限度額が半分になることとなり、誕生月の負担が他の月と比べて増えることはなくなりましたが、このほど、平成20年4月から12月までに75歳になられた方についても、「高額療養費特別支給金」を支給し、同じように負担を軽くすることとなりました。

# ◆自己負担限度額はこのようになります

		【75歳の誕生日以外】		75歳到達月における自己負担限度額の特例				【75歳の誕生日】		
		自己負担限度額		自己負担限度額		自己負担限度額		自己負担限度額		
		外来(個人)	(世帯合算)	外来(個人)	個人合算	(世帯合算)				
70歳以上	現役並み所得者 (月収28万円以上、 課税所得145万円以上)	44,400円	80,100円 +1% (44,400円)	22,200円	40,050円 +1% (22,200円)	80,100円 +1% (44,400円)				
	一般	12,000円	44,400円	6,000円	22,200円	44,400円				
	低所得者 (住民税非課税)	II	8,000円	24,600円	4,000円	12,300円	24,600円			
		I (年金収入80万円以下等)		15,000円		7,500円	15,000円			

※金額は1月当たりの限度額。( )内の金額は、多数該当(過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当)の場合。

## 【例】自己負担限度額の区分が「一般」の場合は、このようになります



## 1. 長寿医療制度における

### 「高額療養費特別支給金」の支給について

- ◇ あなたは、昨年の75歳になられた月に、長寿医療制度において医療費をお支払いいただいていた。今回、一定額を超えてお支払いいただいた分を「**高額療養費特別支給金**」として支給することとなりました。
- ◇ 「高額療養費特別支給金」の受領には手続きが必要ですので、同封の「高額療養費特別支給金の申請手続きについて」をご確認の上、**申請書に必要事項を記入し、返信用封筒に入れてポストに入れてください。**

## 2. 健保組合・市町村の国民健康保険などにおける

### 「高額療養費特別支給金」の支給について

- ◇ 75歳になられた月の誕生日までの期間においても、一定額を超えて医療費をお支払いされていた場合には、誕生日前に加入していた医療保険制度（健保組合・市町村の国民健康保険など）から「高額療養費特別支給金」が支給される可能性があります。
- ◇ 「高額療養費特別支給金」の支給の有無や手続きについては、**平成21年12月18日までに、あなたが75歳の誕生日までに加入していた健保組合・市町村の国民健康保険などにお問い合わせください。**

### 3. ご家族の方に対する

#### 「高額療養費特別支給金」の支給について

◇ ご家族の方（下の①と②）について、あなたが75歳になられた月に一定額を超えて医療費をお支払いされている場合には、「高額療養費特別支給金」が支給される可能性があります。

- ① あなたが被用者保険（健保組合・協会けんぽ（旧政管健保）・共済組合）の被保険者であった場合、あなたが扶養していた方
- ② あなたが国民健康保険組合の組合員であった場合、あなたのご家族

◇ 「高額療養費特別支給金」の支給の有無や手続きについては、平成21年12月18日までに、下記へお問い合わせください。

- ①に該当する方；あなたの誕生日までに加入していた被用者保険及び誕生日後にあなたが扶養していた方が加入した国民健康保険の担当窓口（市町村窓口）
- ②に該当する方；あなたの誕生日までに加入していた国民健康保険組合及び誕生日後にあなたのご家族が加入した国民健康保険の担当窓口（市町村窓口）  
誕生日後も同じ国民健康保険組合に加入した場合は、国民健康保険組合のみにお問い合わせください。

※ 上記の2又は3のお問い合わせを受けて、健保組合・市町村の国民健康保険などで確認した結果、あなたの医療費のお支払いが一定額以下であった場合には「高額療養費特別支給金」は支給されませんので、あらかじめご了承ください。

山形県後期高齢者医療広域連合  
電話 0237-84-7100